

## 【国際研修・共同研究】

### ラオス第4回本邦研修

国際協力部教官

山下 拓郎

#### 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ラオス法制度整備支援プロジェクトに関し、令和7年9月29日（月）から10月10日（金）（移動日を含む）、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）の司法省職員、最高人民裁判所判事、最高人民検察院検察官、ラオス国立大学職員ら22名を研修員として日本に招き、ラオス第4回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介するが、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

#### 第2 本研修の背景・目的等

##### 1 本研修について

ラオスでは、2018年7月から2023年7月までに実施されたJICAプロジェクト「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き、同月から令和10年（2028年）7月まで5年間の計画で、「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。

本プロジェクトは、前プロジェクトなど従前のプロジェクトの成果を土台として、引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標としている。そして、本プロジェクトにおいては、上記のような能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成のために、基本法令の理解を促進する論点集の作成、基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している。

本プロジェクトにおける刑事法分野の活動においては、前記の内容のうち、特に基本法令の基本法令の理解を促進する論点集の作成等という点に関連して、刑事法ワーキンググループ（以下「刑事法WG」という。）が設置され、ラオス刑法各論の条文のうち、窃盗や詐欺等の合計12の条文に関する要件の説明や事例への適用について解説した論点集を作成しており、これが令和7年度中に完成予定である。論点集完成

後は、本論点集の普及活動を実施することになるところ、本研修においては、当該普及活動を見据えて、より効果的な講義・研修を実施するため、大学、司法修習、実務家の各段階における教育・研修に関する日本側の知見を提供するとともに、研修員による模擬講義の実施、さらには、刑法理論や刑法解釈を実務に生かすための事例演習を実施することを目的とした。

## 2 日程及び研修参加者等

本研修の日程は別添1のとおりであり、本研修の参加者は別添2のとおりである。

### 第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

#### 1 導入講義（刑法総論の思考方法）

本研修1日目には、現在作成している論点集を体系的に整理するとともに、現在研究している12の条文のすべてを同様に説明するための方策を提示すべく、当職により「刑法総論の思考方法」と題し、日本の刑法総論（刑法理論）に関する講義を、殺人罪（刑法199条）を例として実施するとともに、ラオス刑法上総論に該当する同法12条に列举された犯罪の構成要素（客体的要素、客観的要素、主観的要素、主体的要素）を念頭に全ての条文を説明する必要があることなどについて講義を実施した。

#### 2 法科大学院における刑法教育・法科大学院講義の視聴

本研修2日目は、中央大学大学院法務研究科の井田良教授により、法科大学院における刑法教育として、日本の法科大学院制度の成り立ち及び法科外学院で実施している刑事系科目（特に刑法）に関する教育について講義いただいた。

これを踏まえて、午後には、法科大学院の講義風景の様子動画<sup>1</sup>を視聴し、井田教授にどのような意図をもって学生と議論しているのかを解説いただいた。

#### 3 成果物の活用方法作成会議（論点集）

本研修の3日目は、成果物の活用方法作成会議（論点集）として、現在作成中の論点集のうち、事故を招く交通規則違反（ラオス刑法145条）、詐欺（同法233条）、違法な決定（同法390条）の3点につきラオス側に模擬講義を実施していただき、これを、前記井田教授及び波床昌則弁護士に聴講していただき、より分かりやすい説明をするための助言等をいただいた。

また、講師の先生方のコメントを踏まえて、模擬講義の一部のみ即時に再挑戦していただいた。模擬講義を担当した研修参加者にとっては、再挑戦をすぐに実施するこ

<sup>1</sup> 同動画は、本邦研修前に井田教授及び中央大学法科大学院の学生の協力の下、令和2年度司法試験の問題を題材に詐欺と横領の論点などを検討するソクラテス方式の講義を実施する様子を録画していただき、それにラオス語の字幕を付したものである。

とは相当な負担であったと思われるが、各発表担当者は、試行錯誤しながらも、講師の先生方の助言を踏まえて劇的にわかりやすい講義を実施することができ、わかりやすい説明方法について体感できたのではないかと思われる。

また、本プログラムで取り扱ったすべての条文につき、講師の先生方から保護法益を意識した説明、条文が規定されている章を意識すること、関連条文と比較しながら説明をすることなどについて指摘がなされ、このような説明手法は、ラオスの方々にとって、初めて経験するものであったようで、研修員からも非常に参考になったとのコメントがなされた。

#### 4 司法研修所における刑事系科目の教育、法曹に対する研修・教育（裁判官）

本研修4日目には、前記波床弁護士より、ご自身の司法研修所刑事裁判教官としてのご経験・裁判官としてのご経験を踏まえて、司法研修生への教育・研修及び裁判官への研修について講義をいただいた。

司法修習の段階での教育や裁判官に対する研修（OJTを含む。）について詳細に説明いただいただけではなく、「教官という立場や指導という立場からすると答えを教えたくるが、答えを教えるような教育・指導ではなく、研修生に自分で考えさせ、法と証拠に基づいて思考する能力を持った人材を育てることが重要である。」と法教育・研修をする上で講師として重要な心構えの部分についても熱く語っていただいた。

#### 5 罪数に関する講義・事例検討

本研修5日目は、中央大学駿河台キャンパスを訪問させていただき、同キャンパスの教室をお借りして、井田教授に罪数に関する講義及び事例検討（意見交換）を実施していただいた。

本講義及び意見交換は、長期専門家からラオスの刑事実務において罪と罪の関係性についてどこまで整理されているかが不明であるという問題意識が提示されていたことを踏まえ、罪と罪の関係性の整理について、日本の知見を提供するとともに、ラオスの実務家及び研究者がどのように考えているのかを調査することを目的として設定したプログラムである。

研修参加者は、そもそも罪数関係についてこれまで検討したことがなく、新鮮だったというコメントが大多数であったほか、適切な刑罰を科すためにも罪数関係は、しっかり整理しないといけないと感じたとのコメントがなされた。

研修参加者にとっては、若干レベルが高いテーマのプログラムになったような印象も受けたものの、そう遠くない将来に検討・考慮していく必要がある分野について知る契機になったと思われる。

## 6 法曹に対する研修・教育（検察官）

本研修の6日目午前中には、法務総合研究所研修第一部渡邊ゆり部長による検察官に対する研修・教育について、法務総合研究所研修第一部が実施している研修について紹介いただいた。

## 7 取調べ演習に向けたプログラム

本研修6日目午後から7日目午後にかけて、最終的に取調べ演習を実施することを目標に架空の傷害事件の事例を用いて、講義・意見交換・取調べ演習を実施した。

本プログラムは、刑法上の条文の要件の解釈に関する正確な理解を前提に、まだ事実関係が判明していない捜査段階において、初動捜査の結果をまとめた事件記録（日本でいういわゆる送致記録）を精査し、要件に該当する事実関係に関する証拠の有無を確認し、争点になる要件を意識しながら該当する事実関係を獲得するべく被疑者取調べを実施するという、刑法理論や刑法の要件解釈と実務が関連していることを理解してもらうことを目的として設定したプログラムである。

### (1) 傷害罪に関する講義、模擬事件記録の説明

本プログラムを実施するに当たり、前記論点集の内容には盛り込まれていないものの、改めて刑法総論的な思考方法や要件解釈を他の条文でもできるようにすることを目的として、傷害罪を取り扱うことし、本プログラムの冒頭に当職による傷害罪に関する講義を実施した。

具体的には、日本の傷害罪に関する規定について、実行行為や傷害結果、因果関係、故意について、日本の判例上どのように解釈されているかについて紹介するとともに、ラオス刑法194条の傷害罪の規定を取り上げ、研修員とともに同条文の要件及びその意味について丁寧に分析をした。

さらに、暴行の有無について争いがある架空の傷害事例について、事件記録を一通り紹介し、その後のプログラムで充実した意見交換ができるような環境を構築した。

### (2) 事例検討

傷害事件記録を前提に、研修員とともに、真実被疑者が暴行に及んだと考える立場、実は被疑者が暴行に及んでいないと考える立場の双方から、事件記録を分析し、双方の立場から、被疑者取調べにおいて、聴取すべき事項を検討した。

本架空事例は、被疑者が被害者の顔面を右手拳で殴ったかが争点となるよう作成していたところ、送致記録を前提に、事件当時に当事者が立っていた場所や位置関係、距離感、当事者間の口論の状況など聴取すべき事項について、研修員との意見交換をしながら事例を深く分析していった。

### (3) 取調べ演習

前記架空事例の送致記録や、意見交換等で深めた内容を前提に、ラオス刑法194条を前提にしながら、日本の検察官が本件被疑者の取調べを実施したらどう

なるか、参考にしていただくため、当職を検察官役、矢尾板専門家を被疑者役として、取調べ演習を実施した。

模擬取調べ実施後は、研修員から質疑を受けたりコメントをいただいたりした。

特に、研修員からは、取調べ中も刑法の要件解釈を念頭に置きながら該当する事実を丹念に探る必要性がよくわかったとのコメントをいただき、本プログラムは一定の成果が認められたと思われる。

#### 第4 おわりに

長期専門家からの報告によると、現行プロジェクト開始当初は、ワーキンググループメンバーに刑法の条文の要件分析の必要性を理解してもらうことに苦勞したが、約2年間の活動を経て要件の意味分析や解釈の重要性が理解されつつあるとのことであったところ、プロジェクト開始から2年がたった現時点で実施した本研修中にワーキンググループメンバーである研修員と議論した印象としても、条文の要件解釈の重要性と、意味を明確にした上で事案に適用しようするという姿勢が見受けられた。

法解釈の手法や刑法理論に関する理解が完璧にできているとまでは認め難いものの、現状を踏まえると、将来、他の刑法上の規定やその他の刑罰規定に関しても、適切に要件解釈をできるようにすることや、法解釈の手法を他の実務家や法曹を目指す学生に指導できる基盤を整えることを目指すためには、今後の普及活動において、論理的でわかりやすい説明を模索し、説明を繰り返していくことで、法解釈能力を持った人材が増えていくことが期待できると思料される。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた中央大学、矢尾板隼専門家、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。

第4回ラオス本邦研修(刑事法) 日程表

【令和7年9月29日(月)～10月10日(金)(移動日を含む。)]

(山下拓郎教官、高橋尚吾専門官)

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
9 /	月	【入国】			TIC泊
29					
9 /	火	10:00 JICAリエンション 12:30 JICA東京センター		14:00 国際協力部オリエンテーション 15:00 【講義・意見交換】 「刑法総論の思考方法」 山下拓郎教官 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
30					
10 /	水	10:00 【講義/意見交換】 井田良教授 『法科大学院における刑法教育』 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【法科大学院講義の視聴・解説】 井田良教授 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
1					
10 /	木	10:00 【ラオス側発表/意見交換】 井田良教授・波床昌則弁護士・山下拓郎教官 『成果物の活用方法策定会議(論点集)』 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【ラオス側発表/意見交換】 井田良教授・波床昌則弁護士・山下拓郎教官 『成果物の活用方法策定会議(論点集)』 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
2					
10 /	金	10:00 【講義/意見交換】 司法研修所における刑事系科目の教育 波床昌則弁護士 12:00 JICA市ヶ谷		14:00 【講義/意見交換】 法曹に対する研修・教育(裁判官) 波床昌則弁護士 17:00 JICA市ヶ谷	TIC泊
3					
10 /	土	休務日			TIC泊
4					
10 /	日	休務日			TIC泊
5					
10 /	月	10:00 【講義/意見交換】 井田良教授 「罪数の考え方」 12:00 中央大学駿河台キャンパス501教室		14:00 【事例検討/意見交換】 井田良教授 「罪数の検討」 17:00 中央大学駿河台キャンパス501教室	TIC泊
6					
10 /	火	10:00 【講義/意見交換】 法曹に対する研修(検察) 渡邊ゆり研修第一部長 12:00 法務省赤れんが棟第5教室	12:20 所長主催意見 交換会 13:20 記念写真撮影	14:00 【講義/事例検討】 傷害罪の構成要件等/事件記録(送致記録)の検討 山下拓郎教官 17:00 法務省赤れんが棟第5教室	TIC泊
7					
10 /	水	10:00 【協議】 事件記録検討結果の共有・意見交換 矢尾板専専門家/山下拓郎教官 12:00 法務省赤れんが棟第5教室		14:00 【模擬弁解録取/取調べ演習】 ラオス刑法の解釈・適用を念頭に置いた取調べ 矢尾板専専門家/山下拓郎教官 17:00 法務省赤れんが棟第5教室	TIC泊
8					
10 /	木	10:00 【総括質疑】 矢尾板専専門家・山下拓郎教 官 11:00 11:15 12:00 JICA	【評価会・修了式】	14:00 書類整理 17:00 JICA東京センター	TIC泊
9					
10 /	金	【出国】			
10					

ラオス法の支配発展促進プロジェクト(フェーズ2)「刑事法」本邦研修

1	<b>ケートマニー・チャンタイティップ</b>
	<b>Mr. Ketmany CHANHTAYTHIP</b>
	最高人民検察院 法執行監督局副局長 Deputy Director General of Law Supervision Enforcement Supervision Department, SPP
2	<b>スーロット・パンタヴオン</b>
	<b>Mr. Souloth PHANTHAVONG</b>
	最高人民検察院 法執行監督局行政事件監査課長 Head of Administrative Case Inspection Division, Law Enforcement Supervision Department, SPP
3	<b>ブンマニー・サヴォンリエンカム</b>
	<b>Ms. Bounmany SAVONGLIENKHAM</b>
	中部人民検察院法執行監督課 Head of Law Enforcement Supervision Division, the office of the central regional people's prosecutor
4	<b>スリポーン・ケオスヴァン</b>
	<b>Mr. Souliphon KEOSOUVANH</b>
	最高人民検察院 刑事施設監督局刑事施設監督課長 Head of Prisons Inspection Division, Prisons Inspection Department, SPP
5	<b>ヌーピット・サイサワン</b>
	<b>Mr. Noupit XAYSAVANH</b>
	最高人民検察院 立法課副課長 Deputy Head of Legislation Division, SPP
6	<b>アクソンシン・ヴィサイニャライ</b>
	<b>Mr. Acksonesinh VIXAYALAI</b>
	最高人民裁判所 ビエンチャン首都人民最高裁判所副長官 Vice President, Vientiane Capital People's Court, PSC
7	<b>ダオフアン・ヴォンダワン</b>
	<b>Mr. Daoheuang VONGDAVANH</b>
	最高人民裁判所 技術管理・裁判統計局副局長 Deputy Director General of Department of Technical Management and Court Statistics, PSC
8	<b>ナリスアン・サイスリニャー</b>
	<b>Mr. Nalisouane SAYSULIYA</b>
	最高人民裁判所民事法廷4級判事 Judge Level 4, Civil Chamber, PSC
9	<b>パンタミット・インタヴオン</b>
	<b>Ms. Phanthamith INTHAVONG</b>
	最高人民裁判所少年法廷1級判事 Judge level 1, Juvenile Chamber, PSC
10	<b>ペツサモーン・インタヴオン</b>
	<b>Mr. Phetsamone INTHAVONG</b>
	最高人民裁判所行政裁判所判事補 Judge Assistant, Administrative Court, PSC
11	<b>スリニャン・チャンタチャック</b>
	<b>Mr. Souliyanh CHANTHACHACK</b>
	司法省国立司法研修所 学生・活動管理課副課長 Deputy Head of Students and Activity Management Division, National Institute of Justice, MOJ
12	<b>ペットニコーン・シーサニャンタ</b>
	<b>Mr. Phetnikone SISAYANTA</b>
	司法省法制局刑事課技術職員 Technical Staff of Criminal Division, Department of Law, MOJ

13	<b>コンヴィライ・ブアサイ</b>
	<b>Mr. Kongvilay BOUASAY</b>
	司法省判決執行管理局 判決執行課副課長 Deputy head of Judgement Enforcement Division, Judgement Enforcement Management Department, MOJ
14	<b>ブッディ・プンミーサイ</b>
	<b>Ms. Bouthdy PHOUMMEEXAY</b>
	司法省法制局行政・社会文化法課技術職員 Technical Staff of Division of Administrative and Socio-Cultural Law, Department Law, MOJ
15	<b>プーワン・シンハーナート</b>
	<b>Mr. Phouvanh SINGHANAD</b>
	司法省国立司法研修所刑事法学科技術職員 Technical Staff of Criminal Department, National Institute of Justice, MOJ
16	<b>センタヴィ・インタヴォン</b>
	<b>Mr. Sengthavy INTHAVONG</b>
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長 Director of Criminal law Department, Faculty of Law and Political Science, NUOL
17	<b>クンカム・シーハーラート</b>
	<b>Mr. Khuengkham SIHALATH</b>
	ラオス国立大学法政治学部図書館長 Head of Library Division, Faculty of Law and Political Science, NUOL
18	<b>ブンリエン・ヴォンサムパン</b>
	<b>Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH</b>
	ラオス国立大学法政治学部学生課副課長 Deputy Head of Student Affairs Division, Faculty of Law and Political Science, NUOL
19	<b>パンタサック・ミンナコーン</b>
	<b>Mr. Phanthasak MINGNAKHONE</b>
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科講師 Lecturer of Criminal Law Department, Faculty of Law and Political Science, NUOL
20	<b>スクサワン・ヴィラヴォン</b>
	<b>Mr. Souksavanh VILAVONG</b>
	治安維持省監査局副局長 Deputy Head of Criminal Investigation Department, Ministry of Public Security
21	<b>ブンカム・インタヴォン</b>
	<b>Mr. Bounkham INTHAVONG</b>
	治安維持省経済警察課長 Head of Economic Police Division, Ministry of Public Security
22	<b>ペット・センパンニヤー</b>
	<b>Mr. Phet SENGPUNNYA</b>
	ラオス弁護士会研修センター指導者 Master Trainer, Training Center, LBA

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 山下 拓郎(YAMASHITA Takuro)

国際専門官 / Administrative Staff 高橋 尚吾(TAKAHASHI Shogo)